

畜 号 外
令和 6 年 11 月 10 日

全国農業協同組合連合会岩手県本部県本部長
一般社団法人岩手県畜産協会会長理事
一般社団法人岩手県獣医師会長
公益社団法人岩手県農畜産物価格安定基金協会会長理事
一般社団法人岩手県配合飼料価格安定基金協会理事長
岩手県動物薬品器材協会長

} 様

岩手県農林水産部畜産課総括課長

高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜（7例目）の確認について

このことについて、農林水産省から別添のとおり、通知がありましたので、お知らせします。

つきましては、養鶏場に立ち入る際は、消毒を徹底するなど病原体の侵入防止対策に御配慮願います。

なお、本病に関する最新情報については、農林水産省ホームページに掲載されております。

〔 農林水産省ホームページ
ホーム > 消費・安全 > 鳥インフルエンザに関する情報
<https://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/tori/> 〕

【振興・衛生担当 工藤 TEL019-629-5729】

石巻市における高病原性鳥インフルエンザの発生に係る移動及び搬出制限区域の設定について

修正版

移動制限区域

- ・発生農場から半径3km圏内
- ・家きん、卵、堆肥等の移動を禁止
- ・移動制限区域外からの移入を禁止

搬出制限区域

- ・発生農場から半径10km圏内（半径3km圏内除く）
- ・家きん、卵、堆肥等の移出を禁止
（搬出制限区域内の施設への移出を除く）

No. 1

No. 2

※ No.1、2は消毒ポイントの位置を示しています

会見・報道・広報	政策情報	統計情報	申請・お問い合わせ	農林水産省について
----------	------	------	-----------	-----------

ホーム > [会見・報道・広報](#) > [報道発表資料](#) > 宮城県における高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜の確認及び「農林水産省鳥インフルエンザ防疫対策本部」の持ち回り開催について

プレスリリース

宮城県における高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜の確認及び「農林水産省鳥インフルエンザ防疫対策本部」の持ち回り開催について

ポスト

印刷

令和6年11月10日
農林水産省

本日（11月10日（日曜日））、宮城県石巻市の家きん農場において、家畜伝染病である高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜が確認（今シーズン国内7例目）されました。
これを受け、農林水産省は、「農林水産省鳥インフルエンザ防疫対策本部」を持ち回りで開催し、今後の対応方針について決定しました。

1.農場の概要

所在地：宮城県石巻市
飼養状況：約12.4万羽（肉用鶏）
疫学関連農場：宮城県石巻市（1農場、約4.8万羽）

2.経緯

- （1）昨日（11月9日（土曜日））、宮城県は、同県石巻市の農場から、死亡羽数が増加している旨の通報を受けて、農場への立入検査を実施しました。
- （2）同日、当該家きんについて鳥インフルエンザの簡易検査を実施したところ陽性であることが判明しました。
- （3）本日（11月10日（日曜日））、当該家きんについて遺伝子検査を実施した結果、高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜であることを確認しました。

3.今後の対応方針

総理指示及び「高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針」等に基づき、以下の措置について万全を期します。

- 1.当該農場の飼養家きんの殺処分及び焼埋却、農場から半径3km以内の区域について移動制限区域の設定、半径3kmから10km以内の区域について搬出制限区域の設定等必要な防疫措置を迅速かつ的確に実施。
- 2.感染拡大防止のため、発生農場周辺の消毒を強化し、主要道路に消毒ポイントを設置。
- 3.政務と宮城県知事との面会等により、宮城県と緊密な連携を図る。
- 4.必要に応じて、食料・農業・農村政策審議会 家畜衛生部会 家きん疾病小委員会を開催し、防疫対策に必要な技術的助言を得る。
- 5.感染状況、感染経路等を正確に把握し、的確な防疫方針の検討を行えるようにするため、必要に応じ、農林水産省等の専門家を現地に派遣。
- 6.宮城県の殺処分・焼埋却等の防疫措置を支援するため、必要に応じ、各地の動物検疫所、家畜改良センター等から「緊急支援チーム」を派遣。
- 7.「疫学調査チーム」を派遣。
- 8.全都道府県に対し、改めて注意喚起し、本病の早期発見及び早期通報並びに飼養衛生管理の徹底を指導。
- 9.関係府省庁と十分連携を図りつつ、生産者、消費者、流通業者等への正確な情報の提供に努める。

4.農林水産省鳥インフルエンザ防疫対策本部

日時：令和6年11月10日（日曜日）（持ち回り開催）

5.その他

- （1）我が国の現状において、鶏肉や鶏卵等を食べることにより、ヒトが鳥インフルエンザウイルスに感染する可能性はないと考えております。https://www.fsc.go.jp/sonota/tori/tori_infl_ah7n9.html（外部リンク）
- （2）現場での取材は、本病のまん延を引き起こすおそれがあること、農家の方のプライバシーを侵害しかねないことから、誠に慎むよう御協力をお願いいたします。
- 特に、ヘリコプターやドローンを使用しての取材は防疫作業の妨げとなるため、誠に慎むようお願いいたします。
- （3）今後とも、迅速で正確な情報提供に努めますので、生産者等の関係者や消費者は根拠のない噂などにより混乱することがないよう、御協力をお願いいたします。

お問合せ先

消費・安全局動物衛生課

担当者：大倉、植田
代表：03-3502-8111（内線4581）
ダイヤルイン：03-3502-5994

公式SNS



関連リンク集

農林水産省
トップページへ

農林水産省

住所：〒100-8950 東京都千代田区霞が関1-2-1
電話：03-3502-8111（代表）[代表番号へのお電話について](#)
法人番号：5000012080001

ご意見・お問い合わせ

アクセス・地図

[サイトマップ](#) [プライバシーポリシー](#) [リンクについて・著作権](#) [免責事項](#)

Copyright : Ministry of Agriculture, Forestry and Fisheries